

一般財団法人宮城県建築住宅センター

確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程は、別に定める一般財団法人宮城県建築住宅センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人宮城県建築住宅センターが実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物等に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第46条第1項に規定する確認審査の申請手数料は、確認申請1件につき次の表に定めるとおりとする。ただし、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)に規定する構造計算書が添付される場合には構造審査手数料を加算した額とする。

床面積の合計	手数料の額	構造審査手数料	合計 (構造加算含む)
30㎡以内	9,000円	10,000円	19,000円
30㎡を超え 100㎡以内	16,000円	10,000円	26,000円
100㎡を超え 200㎡以内	24,000円	20,000円	44,000円
200㎡を超え 500㎡以内	33,000円	30,000円	63,000円
500㎡を超え 1,000㎡以内	58,000円	50,000円	108,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	82,000円	70,000円	152,000円
2,000㎡を超え 3,000㎡以内	240,000円	0円	240,000円
3,000㎡を超え 4,000㎡以内	240,000円	30,000円	270,000円
4,000㎡を超え 5,000㎡以内	240,000円	60,000円	300,000円
5,000㎡を超え 6,000㎡以内	240,000円	90,000円	330,000円
6,000㎡を超え 8,000㎡以内	240,000円	120,000円	360,000円
8,000㎡を超え 10,000㎡以内	240,000円	150,000円	390,000円
10,000㎡を超え 15,000㎡以内	410,000円	100,000円	510,000円
15,000㎡を超え 20,000㎡以内	410,000円	150,000円	560,000円
20,000㎡を超え 30,000㎡以内	410,000円	200,000円	610,000円
30,000㎡を超え 50,000㎡以内	410,000円	300,000円	710,000円
50,000㎡を超えるもの	800,000円	0円	800,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築物に係る部分の床面積

- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修理若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る計画部分の床面積の2分の1
- 3 第1項の場合において、申請に係る計画に建築基準法（以下「法」という。）第87条の2の昇降機に係る部分が含まれているときは、同項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。
- (1) 昇降機を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 16,000円
 - (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 8,000円
- 4 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者からは、一つの建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料を徴収するものとする。
- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 16,000円
 - (2) 確認を受けた建築設備の変更をして建築設備を設置する場合 8,000円
- 5 法88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者からは、一つの工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。
- (1) 工作物を築造する場合（次に掲げる場合を除く。） 14,000円
ただし、建築基準法施行規則第3条第1項第1号イに規定する構造計算書が添付される場合には、6,000円を加算した額とする。
 - (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 7,000円
ただし、建築基準法施行規則第3条第1項第1号イに規定する構造計算書が添付される場合には、3,000円を加算した額とする。

（建築物等に関する中間検査申請手数料）

第3条 業務規程第46条第1項に規定する中間検査の申請手数料は、中間検査申請1件につき次の表に定めるとおりとする。なお、構造体に係る中間検査を受けて合格証が交付された場合の完了検査申請手数料は、次表のとおり減額することができる。

中間検査を行う部分の床面積	中間検査手数料の額	中間検査合格後の完了検査手数料の額
30 m ² 以内のもの	13,000円	13,000円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	16,000円	16,000円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	22,000円	22,000円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	29,000円	31,000円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	48,000円	51,000円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	66,000円	69,000円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	150,000円	160,000円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	230,000円	260,000円
50,000 m ² を超えるもの	480,000円	540,000円

- 2 前項の表の床面積については、中間検査対象階までの当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- 3 中間検査の回数が、複数回となる建築物は、当該検査時の対象となる床面積について算定する。
- 4 中間検査合格後の完了検査の床面積は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

(建築物等に関する完了検査申請手数料)

第4条 業務規程第46条第1項に規定する完了検査の申請手数料は、前条の場合を除き申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30 m ² 以内のもの	14,000円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	17,000円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	23,000円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	32,000円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	52,000円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	72,000円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	170,000円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	270,000円
50,000 m ² を超えるもの	550,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあって

は当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

- 3 第1項の場合において、申請に係る建築物に法第87条の2の昇降機が含まれているときは、同項の手数料のほか、当該昇降機一基につき、19,000円の手数料を徴収するものとする。
- 4 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者からは、一つの建築設備につき、19,000円の手数料を徴収するものとする。
- 5 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定の規定による完了検査の申請をしようとする者からは、一つの工作物につき、13,000円の手数料を徴収するものとする。
- 6 完了検査における追加説明書の提出があつた場合は、第2条の計画の変更に係る規定を準用して算定した額を追加して徴収するものとする。
- 7 検査又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物又は建築設備等の再検査を行う場合の手数料の額は、検査1件につき次の表に定めるとおりとする。

(再検査の手数料 1件あたり)

建築物および建築設備等の区分	手数料の額
床面積が500㎡以内の建築物又は建築設備等	10,000円
床面積が500㎡を超える建築物	30,000円

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料)

- 第5条 業務規程第46条第1項に規定する仮使用認定の申請手数料は、申請1件につき120,000円を徴収するものとする。

(検査に係る出張費)

- 第6条 中間検査、完了検査及び仮使用認定の検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、第3条、第4条及び第5条の申請手数料の額に別表の出張費を加算することができる。

(手数料の増額)

- 第7条 確認の申請において、あらかじめの検討事項が含まれる場合については、当該検討事項に係る内容に応じて確認申請手数料を増額することができる。なお、額については、理事長が決定するものとする。

(手数料の減額)

第8条 地域の実情等による場合、継続して多量の取引が見込める場合又は業務の効率化が見込める場合においては、第2条から第4条に定める手数料及び第6条に定める出張費の額についてそれぞれ当該手数料の額を超えない範囲で減額することができる。なお、額については、理事長が決定するものとする。

(災害に伴う手数料の減額)

第9条 住宅の被害が「全壊又は大規模半壊」の被災(り災)証明書が提出されたときは、第2条から第4条に定める手数料を減額することができる。なお、当該建築する住宅については、延べ面積が500㎡以下の全ての住宅(長屋、共同住宅、併用住宅等を含む。)を対象とし額については、理事長が決定するものとする。

2 前項の規定により、確認申請手数料の減額を受けようとする者は、確認申請に際し、建築基準法施行規則により必要とされる書類に前項に該当する書類を添えなければならない。

(災害公営住宅の手数料の額)

第10条 災害公営住宅(公営住宅法に基づき整備される一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅に限る。)の申請手数料については、第2条から第4条の規定にかかわらず、理事長が別に定めることができる。ただし、延べ面積が500㎡を超えるものを除くものとする。

(帳簿記載事項証明に関する手数料)

第11条 帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明書(別記様式第1号様式)一通につき1,000円とする。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。